

航空機内における安全阻害行為等報告件数

(平成16年1月15日 ~ 平成18年12月31日)

項 目		平成16年 (1月15日法施行)			平成17年			平成18年			法施行後(H16~H18)の 各項目計		
		報告件数	命令書発行	重大事象	報告件数	命令書発行	重大事象	報告件数	命令書発行	重大事象	報告件数	命令書発行	重大事象
第1号	乗降口又は非常口の扉の開閉装置を操作すること	4	0	0	2	0	0	6	1	0	12	1	0
第2号	化粧室で喫煙すること	291	12	4	240	5	0	203	4	1	734	21	5
第3号	乗務員の職務を妨害し、航空機の安全の保持等に支障を及ぼすおそれのある行為をすること	16	3	3	34	5	3	27	4	4	77	12	10
第4号	禁止された電子機器を使用すること	55	4	0	44	5	1	72	4	1	171	13	2
第5号	指示に従わず、座席ベルトを着用しないこと	16	1	1	14	2	1	30	6	2	60	9	4
第6号	指示に従わず、座席の背、テーブルなどを元の位置に戻さないこと	7	0	0	12	0	0	10	1	1	29	1	1
第7号	非常脱出の妨げになる場所へ手荷物を放置すること	8	1	0	13	3	1	26	4	1	47	8	2
第8号	消火器、非常用警報装置、救命胴衣などを操作・移動又は機能を損なう行為をすること	6	0	0	9	0	0	9	0	0	24	0	0
合 計 (第1号から第8号までの計)		403	21	8	368	20	6	383	24	10	1154	65	24
その他	暴行、器物損壊等の行為等 (航空危険罪、刑法罪)	34		18	49		27	30		14	113		59
その他	化粧室以外での喫煙 (客室における喫煙)	68		0	68		0	41		1	177		1
その他	他の乗客に対するセクハラ	22		4	11		0	8		0	41		4
合 計 (その他 計)		124		22	128		27	79		15	331		64
総 計		527		30	496		33	462		25	1485		88

注1) 特定本邦航空運送事業者(日本の国籍を有する客席数が100又は最大離着陸重量が5万kgを越える航空機を使用して行う航空運送事業者)からの報告に基づきとりまとめ。

注2) 改正航空法施行後からの事案について集計。

注3) 第1号~第8号:航空法第73条の4第5項の国土交通省令で定める安全阻害行為等の項目。(罰則の対象)

注4) ※重大事象とは、「警察要請」、「地上滑走中の引返し」、「拘束・降機」、「代替空港への着陸」のうちいずれかに該当するもの。
(同一人に対し複数の事象報告があった場合は1件として計上)